

銃砲刀剣類所持等取締法の改正

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が、令和6年6月14日に公布されました。

改正により、電磁石銃が「銃砲」へ追加され、原則所持が禁止されます。詳細は、

[\(2024年6月\)銃刀法が改正されました！\(警察庁HP\)](#)

[※\(外部サイトリンク\)](#)

を押下して、警察庁のホームページをご確認ください。

★ 電磁石銃とは

「電磁石の磁力により金属製弾丸を発射する機能を有する銃であって、弾丸の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上のもの」を言うよ。



電磁石銃は、改正法の施行日（公布から9月を超えない範囲内において政令で定める日）から起算して6月の経過期間を設け、警察において無償で引き取ります。

それ以降も所持していた場合は、不法所持の罪に問われることになります。

引き取りを希望する方は、お住まいの住所を管轄する警察署へ電話連絡の上、**【別記様式1】電磁石銃等処分依頼書**を作成し、電磁石銃の現物とともに提出してください。

所持者本人が警察署に提出することができない場合は、合せて**【別記様式2】委任状**を作成してください。

[【別記様式1】電磁石銃等処分依頼書](#)

[【別記様式2】委任状](#)

